

# 規 約

制定	平成10年07月17日
改正	平成17年05月24日
改正	平成18年05月12日
改正	平成21年06月02日
改正	平成23年06月10日
改正	平成24年06月11日
改正	平成27年06月16日
改正	平成29年04月27日

## 第1章 総則

第1条 本会は、麻布小地区防災協議会と称する。

第2条 本会は、事務局を、麻布小学校におく。

## 第2章 目的及び事業

第3条 本会は、災害発生時に、地区内の防災会等の住民防災組織、事業所等が互いに連携をとり、協力し合って、地域ぐるみの安全確保を図ることを目的とする。

第4条 本会は、会員同士の相互の交流を重視した活動を行うことを目的とする。

第5条 本会は、前条の目的を達成するために、下記の事業を行う。

- (1) 防災思想の啓蒙普及に関すること。
- (2) 防災責任者の委嘱、その他防災上必要な諸施設の拡充強化に関すること。
- (3) 防災訓練の実施及び防災訓練の協力に関すること。
- (4) その他、行政が行う防災活動に対する協力に関すること。

## 第3章 組織

第6条 本会は、麻布小学校学域内に居住し、学域内に関係のある法人及び関係団体にして、本会の趣旨に賛同するものをもって組織する。

2 当地区は東西に広く、災害時の区民避難所は「麻布小学校」と「六本木中学校」の2ヶ所とし、地区内を麻布小ブロックと六本木中ブロックとする。

3 新規に入会しようとする団体又は個人は、会長の推薦によって入会できる。

脱会は自由とする。

#### 第4章 会員及び会費

第7条 本会の会員を下記のとおりとする。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員

第8条 本会の会員は、次の基準により会費を納めるものとする。

- (1) 正会員は、年額1万円とする。
- (2) 賛助会員（学校・PTA、地域・行政、アドバイザー）は、会費は免除とする。

#### 第5章 顧問及び相談役

第9条 本会に、顧問及び相談役をおく。

- 2 顧問は、本会の会長経験者とする。
- 3 相談役は、学識経験のある有志並びに本会に貢献のあった者の中から理事会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。
- 4 顧問および相談役は、役員の業務執行につき必要な助言、指導を行うことができる。
- 5 顧問および相談役は、総会・理事会に出席し意見を述べる事が出来る。但し、議決権は無いものとする。

#### 第6章 役員及び任務

第10条 本会に、下記の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 6名（内4名は、校長2名とPTA代表者2名をもって充てる）
- (3) 専務理事 1名
- (4) 理事 10名
- (5) 会計 1名
- (6) 監査 2名

第11条 役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

- 2 期のなかばにおいて役員に選任された者の任期は、前任者の残存期間とする。
- 3 役員は、任期満了後であっても後任者が選任されるまでは、その職務を行う。

第12条 役員は、下記の方法により選出する。

- (1) 会長、副会長は、理事会の推薦により総会においてこれを決める。
- (2) 理事は、地区内の防災会等の住民防災組織の代表者とする。
- (3) 会計及び監査は、会員の中から理事会の推薦により総会においてこれを決める。
- (4) 会計は、会計経理の業務を行う。

- (5) 監査は、会計経理の業務を監査する。

## 第7章 会議

- 第13条 (1) 定時総会は、会員の出席をもって年1回開催し、議長は会長が務める。
- (2) 臨時総会は、会員の出席をもって必要の都度開催し、議長は会長が務める。
- (3) 理事会は会長、副会長、専務理事、理事、事務局長、事務局員をもって構成し年2回、専務理事が招集し、議長を務める。
- (4) 幹事会は、会長、副会長、ブロック長、事務局長をもって構成し、必要の都度開催する。
- (5) 全体会議は、会員の出席をもって必要の都度開催する。
- (6) 会議の決定は、出席の過半数による。同数の場合は、議長がこれを決定する。

## 第8章 会計

第14条 本会の経費は、会費及び助成金等をもってこれに充てる。

第15条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日終わる。

## 第9章 ブロック会

第16条 本会に、避難所の運営をする組織として「ブロック会」をおく。

2 ブロック会の組織構成は、下記の通りとする。

(1) 麻布小ブロックは、次の7組織とする。

我善坊町防災会、飯倉防災会、麻ノ葉住民防災組織、麻布市兵衛町防災会、今井町防災会、六本木市西町会防災会、アークヒルズ自治会防災会。

①ブロック長・・・1名

②副ブロック長・・・2名

(2) 六本木中ブロックは、次の3組織とする。

六本木町会防災会、竜土防災会、材木町防災会。

①ブロック長・・・1名

②副ブロック長・・・2名

## 第10章 アドバイザー

第17条 本会に、アドバイザーをおく。

2 アドバイザーは、防災活動の主体となる防災の専門知識・技能を持つ有志で、会長がこれを委嘱する。

3 アドバイザーの組織構成は、下記の通りとする。

(1) 麻布消防団第一分団

(2) 麻布消防団第三分団

附則

- 第18条 本会会則は、理事の3分の1以上の出席による総会の3分の2以上の決議を経なければ変更することが出来ない。
- 第19条 会則施行に必要な事項は、理事会においてこれを定める。
- 第20条 麻布小地区防災協議会事務（麻布小学校）の外に事務員をおき、麻布小地区防災協議会の事務を行う。